

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-145」を「別紙1-151」に改める。

第5条中「別紙1-145」を「別紙1-151」に改める。

第11条中「令和45年10月6日」を「令和45年10月2日」に改める。

第14条中「別紙1-145」を「別紙1-151」に改める。

別紙1-2から別紙1-6、別紙1-9、別紙1-12、別紙1-13、別紙1-16、別紙1-24、別紙1-25、別紙1-27、別紙1-31、別紙1-34、別紙1-39、別紙1-40、別紙1-47、別紙-51、別紙1-62、別紙-69、別紙-70、別紙1-74、別紙1-91、別紙1-99から別紙1-101、別紙1-104から別紙1-108、別紙-110、別紙-111、別紙1-114、別紙1-115、別紙1-119から別紙1-125、別紙1-127から別紙1-130、別紙1-132、別紙1-133、別紙1-135から別紙1-145を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市上田上牧町 から
京都府城陽市寺田金尾 まで

(ロ) 延長 25.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
滋賀県大津市 上田上牧町 から 京都府城陽市 寺田金尾 まで	120	25.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 (3.50メートル) (暫定4車線)
 3.50メートル、 3.75メートル 6車線

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
滋賀県大津市 上田上牧町 から	(4車線)	(6車線)	(暫定4車線)
京都府城陽市 寺田金尾 まで	6車線	6車線	6車線

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治田原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

588, 674 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|-----|-----------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 5年 | 12月 | 4日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 6年 | 3月 | 31日 | (暫定4車線供用) |
| | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 | (6車線化完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

698,841 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 665,846 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	120	3.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

109,244 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29年 | 4月 | 30日(供用開始) |
| | 令和 | 4年 | 3月 | 30日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104,272百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104,272百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府八幡市美濃山荒坂 から
大阪府高槻市原 まで

(ロ) 延長 10.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から 大阪府高槻市 原 まで	120	10.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府八幡市 美濃山荒坂	(4車線)	(6車線)	(暫定4車線)
から 大阪府高槻市 原	6車線	6車線	6車線
まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	(1.75×2) 2.50×2	(3.50) 5.00	(1.75) 2.50	(1.25) 1.25	(3.00) 3.75	(暫定4車線) 6車線

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

568,566 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11年 1月 8日

②工事の完成予定年月日 令和 6年 3月 31日 (暫定4車線供用)

令和 13年 3月 31日 (6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

647, 646 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 617, 109 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府高槻市原 から
大阪府箕面市下止々呂美 まで

(ロ) 延長 18.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府高槻市原 から 大阪府箕面市下止々呂美 まで	120	18.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	大阪府高槻市 宮が谷	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木千提寺インターチェンジ
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ
一般国道423号 バイパス	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ

(4) 工事予算

383, 404 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12年 | 1月 | 12日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29年 | 12月 | 10日(供用開始) |
| | 令和 | 4年 | 3月 | 30日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

407,281 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 407,281 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府箕面市下止々呂美 から
兵庫県神戸市北区八多町 まで

(ロ) 延長 22.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市 北区八多町 まで	120	22.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市 北区八多町 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4) 工事予算

384, 946 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11年	1月	8日	
②工事の完成予定年月日	平成	29年	12月	10日	(箕面とどろみIC～川西IC 供用開始)
	平成	30年	3月	18日	(川西IC～神戸JCT 供用開始)
	令和	4年	3月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

413, 219 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 413, 219 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線

(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県たつの市新宮町角亀 から
兵庫県宍粟市山崎町市場 まで

(ロ) 延 長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	80	11.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	2車線	4車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	宍粟ジャンクション

(4) 工事予算

74,058 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18年 4月 19日
- ②工事の完成予定年月日 令和 4年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82, 144 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 78, 414 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市北沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市北沖洲 から
徳島県徳島市川内町富久 まで

(ロ) 延長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
徳島県徳島市 北沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	100	4.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
徳島県徳島市 北沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	2車線	4車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 北沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島東インター線	徳島県徳島市 北沖洲	立体接続	徳島沖洲インターチェンジ

(4) 工事予算

119,965 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11年 1月 8日
- ②工事の完成予定年月日 令和 4年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

133, 245 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 127, 220 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市川内町鈴江東 から
徳島県鳴門市大津町大代 まで

(ロ) 延 長 10.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市 大津町大代 まで	100	10.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市 大津町大代 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国縦貫自動車道	徳島県徳島市 川内町鈴江東	平面接続	本線
一般国道11号	徳島県徳島市 川内町沖島	立体接続	徳島インターチェンジ

(4) 工事予算

93,127 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11年 1月 8日
- ②工事の完成予定年月日 平成 27年 3月 14日(供用開始)
- 令和 4年 3月 30日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 888 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104, 888 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 から
大分県宇佐市大字山本 まで

(ロ) 延 長 28.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市 大字山本 まで	100	28.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市 大字山本 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	立体接続	椎田南インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	平面接続	本線
県道犀川豊前線	福岡県豊前市 大字久路土	立体接続	豊前インターチェンジ
一般国道212号	大分県中津市 三光西秣	立体接続	中津インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	立体接続	宇佐インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

86,398 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18年	4月	19日	
②工事の完成年月日	平成	27年	3月	1日	(豊前～宇佐間供用開始)
	平成	28年	4月	24日	(椎田南～豊前間供用開始)
	令和	3年	3月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

98,724 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 98,724 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4) 工事予算

10,308 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 昭和 | 62年 | 3月 | 24日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11,532百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10,990百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(油小路線)	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 153 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 534 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 475 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(郡山下ツ道JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

(4) 工事予算

24, 144 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12年 | 1月 | 18日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27年 | 3月 | 22日(供用開始) |
| | 令和 | 4年 | 3月 | 30日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,439百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,439百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線

(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0.75×2	1.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.00 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
1.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

3,290 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 667 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 500 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市上黒谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (紀北西道路)	和歌山県和歌山市 上黒谷	立体接続	和歌山ジャンクション

(4) 工事予算

12,015 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29年 | 3月 | 18日 | (供用開始) |
| | 令和 | 4年 | 3月 | 30日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,183 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,183 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線(春日JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

兵庫県丹波市春日町棚原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道483号 (春日和田山道路)	兵庫県丹波市 春日町棚原	立体接続	春日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

629 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

871 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 839 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	80	10.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

25,179 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 26 日(供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 506 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 236 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市 東区瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1,048 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18年 4月 19日
②工事の完成予定年月日 令和 10年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,328百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,274百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(五日市JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道佐伯1区380号線	広島県広島市 佐伯区五日市町大字石内	平面接続	五日市ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

943 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 24年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,322百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,274百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(高知IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の箇所

高知県高知市一宮

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道55号	高知県高知市 一宮	立体接続	高知インターチェンジ

(4) 工事予算

752 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|----|----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 6年 | 1月 | 26日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 3年 | 2月 | 27日(供用開始) |
| | 令和 | 4年 | 3月 | 30日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,082百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,044百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(多久IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

佐賀県多久市北多久町大字多久原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道203号	佐賀県多久市 北多久町大字多久原	立体接続	多久インターチェンジ

(4) 工事予算

610 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 昭和 | 48年 | 9月 | 29日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

930 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 899 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(大分米良IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字片島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号	大分県大分市 大字片島	立体接続	大分米良インターチェンジ

(4) 工事予算

791 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 2年 | 5月 | 15日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 271 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 230 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(佐伯弥生PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事予算

1,471 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10年	1月	20日
②工事の完成予定年月日	令和	元年	9月	23日(上り線供用開始)
	令和	4年	3月	31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,781 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,706 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

30,267 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36,037 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 西宮線	滋賀県東近 江市木村町	県道土山蒲 生近江八幡 線	滋賀県東近 江市木村町	立体接続	平成21年9月18日	平成25年12月22日 (供用開始) 平成26年 9月29日 (残事業完成)	1,848百万円	2,123百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 天理吹田線	奈良県大和 郡山市西町	県道天理斑 鳩線及び県 道大和郡山 広陵線	奈良県大和郡山 市椎木町及び奈 良県生駒郡安堵 町大字岡崎及び 奈良県大和郡山 市池沢町	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月23日 (供用開始) 平成27年 3月 6日 (残事業完成)	2,516百万円	2,764百万円	—	本線 直結型
中国縦貫自動車道	兵庫県姫路 市夢前町	市道置塩13 4号線	兵庫県姫路 市夢前町	立体接続	平成21年9月18日	平成27年 9月26日 (供用開始) 平成28年 9月29日 (残事業完成)	2,604百万円	3,081百万円	—	本線 直結型
中国横断自動車道 岡山米子線	鳥取県西伯 郡伯耆町大 字岸本	町道岸本福 原線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久 古及び鳥取県 西伯郡伯耆町 大字岸本	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 6月30日 (供用開始) 平成23年12月27日 (残事業完成)	233百万円	288百万円	—	大山 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県宮若 市下有木	主要地方道 室木下有木 若宮線及び 市道壱町田・ 大谷線	福岡県宮若 市下有木	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 3月26日 (供用開始) 平成23年 6月29日 (残事業完成)	941百万円	1,044百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	町道吉本本 山線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月29日 (供用開始) 平成27年 3月30日 (残事業完成)	1,720百万円	2,026百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市北区改寄 町	市道鶴羽田 改寄町第1号 線及び市道 植木町広住 線	熊本県熊本市 北区植木町石 川及び熊本県 熊本市北区改 寄町	立体接続	平成23年4月23日	平成31年 3月24日 (供用開始) 令和2年 3月30日 (残事業完成)	2,392百万円	3,089百万円	—	本線 直結型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 名古屋神戸線	兵庫県宝塚 市玉瀬	市道宝塚北 インター線	兵庫県宝塚 市玉瀬	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月18日 (供用開始) 令和2年 9月30日 (残事業完成)	452百万円	461百万円	—	宝塚北 SA
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	町道松茂24 号線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月14日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	352百万円	412百万円	—	松茂 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	市道塚原第3 号線(仮称) 及び市道塚 原第4号線 (仮称)	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	立体接続	平成24年5月17日	平成29年 7月 9日 (供用開始) 平成30年 6月30日 (残事業完成)	1,450百万円	1,810百万円	—	本線 直結型
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県大村 市木場一丁 目	市道上久原 芋掘手線	長崎県大村 市木場一丁 目	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月18日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	2,120百万円	2,419百万円	—	大分方面: 本線直結型 長崎方面: 木場PA
九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県小城 市小城町松 尾	市道高速道 路接続線	佐賀県小城 市小城町松 尾	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月31日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	1,091百万円	1,562百万円	—	小城 PA
東九州自動車道	福岡県行橋 市大字流末	市道東九州自 動車道側道4号 線(仮称)及び 市道東九州自 動車道側道3号 線(仮称)	福岡県行橋 市大字宝山 及び福岡県 行橋市大字 流末	立体接続	平成24年5月17日	平成26年12月13日 (供用開始) 平成27年12月12日 (残事業完成)	217百万円	243百万円	—	今川 PA
東九州自動車道	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	町道音・穴ヶ 葉山線	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月 1日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	350百万円	370百万円	—	上毛 PA

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県和歌山市森小手穂	県道と和歌山橋本線	和歌山県和歌山市森小手穂	立体接続	平成25年7月12日	平成31年 3月10日 (供用開始) 令和4年 3月30日 (残事業完成)	4,695百万円	5,390百万円	—	本線直結型
山陽自動車道 吹田山口線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	市道津之郷瀬戸幹線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	立体接続	平成25年7月12日	平成30年 3月31日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	771百万円	1,044百万円	—	福山SA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	鹿児島県始良市西餅田	市道サービスエリア線及び市道鍋倉～触田線	鹿児島県始良市西餅田	立体接続	平成25年7月12日	平成31年 3月30日 (一部供用開始) 令和2年 3月20日 (一部供用開始) 令和3年 3月13日 (供用開始) 令和4年 3月30日 (残事業完成)	1,137百万円	1,548百万円	—	桜島SA
九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県都城市山之口町花木	市道山之口SA南通線及び市道山之口SA北通線	宮崎県都城市山之口町山之口及び花木	立体接続	平成25年7月12日	平成28年 9月24日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	685百万円	870百万円	—	山之口SA
九州横断自動車道 長崎大分線	大分県由布市湯布院町塚原	市道高速側道11号線及び市道高速側道12号線	大分県由布市湯布院町塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成28年11月27日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	911百万円	1,082百万円	—	由布岳PA
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	町道門川南インター線	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	立体接続	平成25年7月12日	平成29年 3月25日 (供用開始) 平成29年12月30日 (残事業完成)	1,168百万円	1,399百万円	—	本線直結型
東九州自動車道	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野	県道宮崎須木線	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野及び塚原	立体接続	平成25年7月12日	令和元年10月 6日 (供用開始) 令和2年 9月30日 (残事業完成)	2,614百万円	3,012百万円	—	本線直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稻成町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県田辺市稲成町 まで

(ロ) 延 長 26.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	80	26.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

108,551 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
平成 28 年 7 月 1 日
- ロ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 2 年 5 月 1 日
- ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

- イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
令和 3 年 12 月 31 日
- ロ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 12 年 3 月 31 日
- ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

132,412 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 126,426 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県鳴門市撫養町木津 から
香川県高松市前田東町 まで

(ロ) 延 長 51.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設計区間	道路の区分	摘要
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	第1種第2級	道路構造令
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	第1種第3級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	100	36.2	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	80	15.6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県高松市 前田東町 まで	4車線	4車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
		左側	計	左側	右側	計	
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
	トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(子) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	4. 50メートル(土工部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	4. 50メートル(橋梁部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	3. 00メートル(土工部)	
香川県高松市 前田東町	3. 00メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

75, 338 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	24年	5月	17日
②工事の完成年月日	平成	29年	11月	21日(一部外々運用)
	平成	30年	6月	16日(一部外々運用)
	平成	30年	9月	13日(一部外々運用)
	平成	31年	3月	8日(供用開始)
	令和	3年	3月	30日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82,727 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 82,727 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線

(長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長崎県長崎市早坂町 から
長崎県長崎市中里町 まで

(ロ) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	80	11.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

44,893 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 29 日(長崎芒塚～長崎多良見間:一部完成)

令和 元年 6 月 28 日(長崎芒塚～長崎多良見間:4車線運用開始)

令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48,338 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47,668 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)

(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号 (有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 19.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	19.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	－

(4) 工事予算

109, 124 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 12 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

115,469 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 109,982 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線(出雲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の箇所

島根県出雲市知井宮町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	立体接続	出雲インターチェンジ
一般国道9号 (出雲・湖陵道路)	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	本線

(4) 工事予算

1,017 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26年 | 9月 | 9日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 7年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,297 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,244 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

沖縄自動車道(幸地IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県中頭郡西原町字幸地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 幸地インター線	沖縄県 中頭郡西原町字幸地	立体接続	幸地インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,412 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	26年	9月	9日
②工事の完成予定年月日	令和	7年	3月	31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,666 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,594 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(新名神大津スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大石龍門

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 宇治田原大石東線	滋賀県大津市大石龍門	立体接続	新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

434 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(湯田温泉スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市吉田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道湯田パーキング線	山口県山口市吉田	立体接続	湯田温泉スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2,624 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	26年	9月	9日
②工事の完成年月日	令和	2年	3月	21日(供用開始)
	令和	3年	3月	30日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,913百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(中山スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県伊予市双海町上灘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道日尾野引坂線	愛媛県伊予市双海町上灘	立体接続	中山スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1,410 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 26 年 9 月 9 日
②工事の完成年月日	令和 2 年 3 月 21 日 (供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 568 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(人吉球磨スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県人吉市七地町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道スマートインターチェンジ第1号線及び 市道スマートインターチェンジ第2号線	熊本県人吉市浪床町	立体接続	人吉球磨スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3,133 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	26年	9月	9日
②工事の完成年月日	令和	元年	8月	10日(供用開始)
	令和	2年	9月	30日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,459 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(淀川左岸線延伸部)

(大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号 (有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府門真市三ツ島一丁目 から
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 まで

(ロ) 延 長 1.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	第1種第3級	
大阪府門真市 大字蔭島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	第2種第2級	

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字葺島 まで	80	0.8	
大阪府門真市 大字葺島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	60	1.1	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員

設 計 区 間	車線の幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字葺島 まで	3.50メートル	
大阪府門真市 大字葺島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	3.25メートル	

別 紙 1

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	4 車線	4 車線	
大阪府門真市 大字菟島	まで			
大阪府門真市 大字菟島	から	4 車線	4 車線	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
大阪府門真市 大字蔭島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	中央帯の標準幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	— メートル (土工部) 2. 25 メートル (橋梁部)	
大阪府門真市 大字蔭島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	1. 75 メートル (土工部) 1. 75 メートル (橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 三ツ島一丁目	平面接続	本線
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市大字蔭島 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目	立体接続	門真ジャンクション
主要地方道 八尾茨木線	大阪府門真市大字蔭島	立体接続	門真西インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (淀川左岸線延伸部)	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	平面接続	本線(直轄・阪神高速)

別 紙 1

(4) 工事予算

61,075 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 6 月 7 日

②工事の完成予定年月日 令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82,445 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 78,671 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(油小路線)(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名:油小路線)

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

30,829 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 3年 | 1月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 11年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

39,247百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 37,491百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(城陽スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

京都府城陽市富野長谷山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 城陽スマートインター線(仮称)	京都府城陽市富野長谷山	立体接続	城陽スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,737 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(加茂BSスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市加茂町三代

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 加茂インター線(仮称)	島根県雲南市加茂町三代	立体接続	加茂BSスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,103 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 29年 9月 22日
②工事の完成予定年月日 令和 4年 6月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,403 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道2号(第二神明道路)

(兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号 (有料道路名 : 第二神明道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹 から
兵庫県神戸市西区平野町中津 まで

(ロ) 延 長 6.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹 から 兵庫県神戸市西区 平野町中津 まで	80	6.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹 から 兵庫県神戸市西区 平野町中津 まで	4車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	平面接続	永井谷ジャンクション
兵庫県道高速北神戸線 (阪神高速7号北神戸線)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	立体接続	永井谷ジャンクション
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 伊川谷町別府	立体接続	永井谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 櫛谷町菅野	立体接続	櫛谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 平野町向井	立体接続	平野東インターチェンジ(仮称)
一般国道175号	兵庫県神戸市西区 平野町下村	立体接続	平野西インターチェンジ(仮称)
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 平野町中津	立体接続	石ヶ谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

40,696 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA181+05)
平成 30 年 5 月 1 日
- ロ 兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)
平成 30 年 9 月 1 日
- ハ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)から兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)
平成 30 年 5 月 1 日
- ニ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA134+80)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)
平成 30 年 9 月 1 日
- ホ 兵庫県神戸市西区伊川谷伊吹(STA119+04)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(134+80)
平成 30 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46, 182 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 44, 051 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(延岡南道路)

(宮崎県延岡市石田町から宮崎県延岡市伊形町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(有料道路名 : 延岡南道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県延岡市石田町 から
宮崎県延岡市伊形町 まで

(ロ) 延 長 0.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県延岡市石田町 から 宮崎県延岡市伊形町 まで	100	0.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
宮崎県延岡市石田町 から 宮崎県延岡市伊形町 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号(延岡道路)	宮崎県延岡市石田町	平面接続	本線
一般国道10号	宮崎県延岡市伊形町	立体接続	延岡南インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 541 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 30 年 5 月 1 日
②工事の完成年月日	令和 2 年 3 月 30 日(延岡南料金所供用)
	令和 3 年 3 月 30 日(事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 016 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 939 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(隼人道路)

(鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県始良市加治木町反土まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号

(有料道路名 : 隼人道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鹿児島県霧島市隼人町住吉 から
鹿児島県始良市加治木町反土 まで

(ロ) 延 長 7.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	80	7.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25, 280 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29, 369 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 260 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))

(奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号 (有料道路名 : 京奈和自動車道(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 奈良県奈良市歌姫町 から
奈良県奈良市八条三丁目 まで

(ロ) 延 長 6.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	80	6.1	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.0	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 － メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

1. 50 メートル (土工部)

1. 50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道(京奈道路))	奈良県奈良市歌姫町	平面接続	本線
一般国道24号	奈良県奈良市左京五丁目	立体接続	奈良北インターチェンジ (仮称)
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

78, 223 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市歌姫町(STA6+00)から奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)まで
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)から奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)まで
令和 9 年 10 月 1 日(予定)

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

101, 242 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 96, 573 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))

(奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号 (有料道路名 : 京奈和自動車道(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 奈良県奈良市八条三丁目 から
奈良県大和郡山市横田町 まで

(ロ) 延 長 6.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	80	6.3	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 － メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

1. 50 メートル (土工部)

1. 50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ (仮称)
一般国道24号	奈良県奈良市杏町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(北) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市美濃庄町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(南) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	大和郡山インターチェンジ (仮称)
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和御所道路))	奈良県大和郡山市横田町	平面接続	郡山下ツ道ジャンクション
西名阪自動車道	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

45,066 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)から奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)まで
令和 7 年 4 月 1 日(予定)

ロ 奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)から奈良県大和郡山市横田町(STA130+32)まで
平成 30 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

55,541 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53,236 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))

(長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 から 長崎県佐世保市大塔町 まで	80	16.9	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(へ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 から 長崎県佐世保市大塔町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル および 2.25 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

90,800 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

115,779 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 113,204 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(東温スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県東温市田窪

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 高速側道1号線 及び 市道 高速道路2号線	愛媛県東温市田窪	立体接続	東温スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,095 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 30年 | 9月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 6年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,503百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(味坂スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

佐賀県鳥栖市酒井東町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道鳥栖朝倉線(仮称)	佐賀県鳥栖市酒井東町	立体接続	味坂スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3,042 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 30年 | 9月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 6年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,647 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 から
滋賀県大津市上田上牧町 まで

(ロ) 延 長 28.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	120	28.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル、3.75メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	6車線	6車線	6車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
		左側	計	左側	右側	計	
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	土工(掘割)部分	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	3.00×2	6.00	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 4. 50 メートル (土工部)
 4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道甲賀土山線	滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	立体接続	甲賀土山インターチェンジ
県道柑子塩野線	滋賀県甲賀市 甲南町新治	立体接続	甲南インターチェンジ
一般国道307号	滋賀県甲賀市 信楽町黄瀬	立体接続	信楽インターチェンジ

(4) 工事予算

101, 852 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

125, 144 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 119, 522 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道31号(広島呉道路)

(広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道31号 (有料道路名 : 広島呉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 広島県安芸郡坂町横浜東 から
広島県呉市二河町 まで

(ロ) 延 長 12.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県安芸郡坂町 横浜東 から 広島県呉市 二河町 まで	80	12.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
広島県安芸郡坂町 横浜東 から 広島県呉市 二河町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
広島県安芸郡坂町 横浜東 から 広島県呉市 二河町 まで	土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
	トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

74, 325 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 7 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

93, 913 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 89, 692 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(阿波スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

徳島県阿波市市場町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速インター線(仮称)	徳島県阿波市市場町	立体接続	阿波スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,590 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(今治湯ノ浦IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道196号 (有料道路名:今治・小松自動車道(今治小松道路))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市長沢

(3) 工事方法

(イ)事業方式

一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県 今治市長沢	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県 今治市長沢	立体接続	今治湯ノ浦インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

3,006 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,796 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,639 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県大飯郡おおい町福谷から福井県小浜市鯉川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県大飯郡おおい町福谷 から
福井県小浜市鯉川 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県大飯郡 おおい町福谷 から 福井県小浜市 鯉川 まで	80	11.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福井県大飯郡 おおい町福谷 から 福井県小浜市 鯉川 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

20,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 871 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 670 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県真庭市蒜山西茅部から鳥取県日野郡江府町佐川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
岡山県真庭市 蒜山西茅部 から 鳥取県日野郡 江府町佐川 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32,363 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30,861 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道

(徳島県阿波市土成町吉田から徳島県美馬市脇町拝原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県阿波市土成町吉田 から
徳島県美馬市脇町拝原 まで

(ロ) 延 長 18.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田 から 徳島県美馬市脇町拝原 まで	100	18.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
徳島県阿波市土成町吉田 から 徳島県美馬市脇町拝原 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.5	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

46,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

56,924 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 54,282 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道

(愛媛県伊予市稲荷から愛媛県喜多郡内子町内子まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 愛媛県伊予市稲荷 から
愛媛県喜多郡内子町内子 まで
(なお、事業着手する区間については愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までとする。)

(ロ) 延長 24.0 キロメートル (9.7キロメートル)
※()内は、愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
愛媛県伊予市稲荷 から 愛媛県喜多郡内子町内子 まで	80	24.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
愛媛県伊予市稲荷 から 愛媛県喜多郡内子町内子 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

94,000 百万円(消費税込み)

(うち、愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までの工事予算 60,000 百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 令和 2年 5月 1日
②工事の完成予定年月日 令和 12年 3月 31日

(なお、上記については愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

74, 142 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 70, 700 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))

(鹿児島県日置市東市来町美山から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鹿児島県日置市東市来町美山 から
鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで
(なお、事業着手する区間については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までとする。)

(ロ) 延 長 6.1 キロメートル (2.3キロメートル)
※()内は、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山 から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで	100	6.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山 から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

32,933 百万円(消費税込み)

(うち、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事予算 14,000 百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 12年 | 3月 | 31日 |

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

18,108 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 17,267 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(三木スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

兵庫県三木市加佐

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道加佐草加野線	兵庫県三木市	立体接続	三木スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,951 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(篠坂PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県笠岡市篠坂

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道篠坂スマートインターチェンジアクセス上り線及び市道篠坂スマートインターチェンジアクセス下り線	岡山県笠岡市	立体接続	篠坂PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,446 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(八本松スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県東広島市八本松町正力

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道正力西1号線	広島県東広島市	立体接続	八本松スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,981 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**四国横断自動車道阿南四万十線(観音寺スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道阿南四万十線

(2) 工事の箇所

香川県観音寺市古川町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速連絡1号線 市道高速連絡2号線	香川県観音寺市	立体接続	観音寺スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,479 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(新富スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

宮崎県児湯郡新富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道高鍋高岡線	宮崎県児湯郡新富町	立体接続	新富スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,849 百万円(消費税込み)

別紙 1 - 1 4 5 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県加賀郡吉備中央町西から岡山県高梁市有漢町有漢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岡山県加賀郡 吉備中央町西 岡山県高梁市 有漢町有漢	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 3年 5月 1日

②工事の完成予定年月日 令和 13年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 218 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 767 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(鳥取県日野郡江府町佐川から鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鳥取県日野郡江府町佐川 から
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 まで

(ロ) 延長 8.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
鳥取県日野郡 江府町佐川 から 鳥取県西伯郡 伯耆町金屋谷 まで	80	8.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
鳥取県日野郡 江府町佐川 から 鳥取県西伯郡 伯耆町金屋谷 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

26,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 3年 5月 1日

②工事の完成予定年月日 令和 13年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31,875 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30,393 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道9号(安来道路)

(鳥取県米子市陰田町から島根県安来市佐久保町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道9号(安来道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鳥取県米子市陰田町 から
島根県安来市佐久保町 まで

(ロ) 延 長 6.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県米子市 陰田町 から 島根県安来市 佐久保町 まで	100	6.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
鳥取県米子市 陰田町 から 島根県安来市 佐久保町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

29,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 3年 5月 1日

②工事の完成予定年月日 令和 13年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36,150 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34,470 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(椎田道路)

(福岡県築上郡築上町船迫から福岡県築上郡築上町上ノ河内まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号(椎田道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町船迫 から
福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで

(ロ) 延 長 6.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 から 福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで	80	6.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 から 福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25 メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

35,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 令和 3 年 5 月 1 日
- ②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

43, 665 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41, 635 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(大分県大分市宮河内から大分県臼杵市野田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大分県大分市宮河内 から
大分県臼杵市野田 まで

(ロ) 延 長 14.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県大分市宮河内 から 大分県臼杵市野田 まで	100	14.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大分県大分市宮河内 から 大分県臼杵市野田 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

53,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手予定年月日 | 令和 | 3年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

64,649 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 61,643 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県西都市岡富まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県児湯郡高鍋町上江 から
宮崎県西都市岡富 まで
(なお、事業着手する区間については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までとする。)

(ロ) 延 長 12.1 キロメートル (4.7キロメートル)
※()内は、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 から 宮崎県西都市岡富 まで	100	12.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 から 宮崎県西都市岡富 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

36,000 百万円(消費税込み)

(うち、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事予算 18,000 百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 令和 3年 5月 1日
②工事の完成予定年月日 令和 13年 3月 31日

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22,447 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21,404 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	68,933百万円
H 2 8	83,973百万円
H 2 9	78,967百万円
H 3 0	82,732百万円
R 1	118,786百万円
R 2	198,533百万円
R 3	419,118百万円
R 4	144,586百万円
R 5	171,646百万円
R 6	145,046百万円
R 7	140,262百万円
R 8	128,448百万円
R 9	44,078百万円
R 1 0	44,059百万円
R 1 1	44,560百万円
R 1 2	45,925百万円
R 1 3	46,884百万円
R 1 4	48,921百万円
R 1 5	49,471百万円
R 1 6	52,097百万円
R 1 7	50,947百万円
R 1 8	51,981百万円
R 1 9	52,313百万円
R 2 0	53,298百万円
R 2 1	54,120百万円
R 2 2	54,071百万円
R 2 3	53,901百万円
R 2 4	53,735百万円
R 2 5	53,900百万円
R 2 6	53,220百万円
R 2 7	52,493百万円
R 2 8	52,817百万円
R 2 9	53,247百万円
R 3 0	53,877百万円
R 3 1	52,786百万円
R 3 2	53,309百万円
R 3 3	54,414百万円
R 3 4	54,980百万円
R 3 5	54,582百万円
R 3 6	54,598百万円
R 3 7	53,714百万円
R 3 8	54,222百万円
R 3 9	53,135百万円
R 4 0	53,564百万円
R 4 1	53,252百万円
R 4 2	53,263百万円
R 4 3	53,218百万円
R 4 4	53,218百万円
R 4 5	26,873百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	79,154百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	17百万円
H27	114百万円
H28	276百万円
H29	1,209百万円
H30	1,065百万円
R1	1,165百万円
R2	505百万円
R3	1,304百万円
R4	1,474百万円
R5	2,747百万円
R6	1,804百万円
R7	2,362百万円
R8	1,283百万円
R9	0百万円
R10	0百万円
R11	0百万円
R12	0百万円
R13	0百万円
R14	0百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和元年度までは実績値を、
令和2年度は実績見込値を記載している

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			うち橋梁・トンネル等分
		うち盛土・切土・のり面構築物等分			
H 1 8	(499,925百万円) 510,013百万円	(69,628百万円) 74,784百万円	(332,649百万円) 357,283百万円	(107,706百万円) 115,682百万円	(224,943百万円) 241,601百万円
H 1 9	(509,334百万円) 509,334百万円	(76,047百万円) 79,849百万円	(363,317百万円) 381,483百万円	(117,636百万円) 123,517百万円	(245,681百万円) 257,966百万円
H 2 0	(502,022百万円) 485,996百万円	(75,381百万円) 76,489百万円	(360,133百万円) 365,426百万円	(116,605百万円) 118,318百万円	(243,528百万円) 247,108百万円
H 2 1	(399,934百万円) 381,671百万円	(58,960百万円) 61,193百万円	(281,681百万円) 292,353百万円	(91,203百万円) 94,659百万円	(190,478百万円) 197,694百万円
H 2 2	(410,838百万円) 403,375百万円	(61,473百万円) 60,260百万円	(293,688百万円) 287,895百万円	(95,091百万円) 93,215百万円	(198,597百万円) 194,680百万円
H 2 3	(395,853百万円) 410,885百万円	(58,087百万円) 45,466百万円	(277,511百万円) 289,436百万円	(89,853百万円) 78,667百万円	(187,658百万円) 210,769百万円
H 2 4	(395,037百万円) 424,597百万円	(58,201百万円) 47,363百万円	(278,058百万円) 301,509百万円	(90,030百万円) 81,949百万円	(188,028百万円) 219,560百万円
H 2 5	(397,607百万円) 442,443百万円	(35,890百万円) 41,477百万円	(228,473百万円) 264,040百万円	(62,098百万円) 71,765百万円	(166,375百万円) 192,275百万円
H 2 6	(488,754百万円) 557,169百万円	(47,742百万円) 56,249百万円	(303,924百万円) 358,080百万円	(82,605百万円) 97,325百万円	(221,319百万円) 260,755百万円
H 2 7	(489,117百万円) 571,084百万円	(51,375百万円) 61,589百万円	(327,049百万円) 392,073百万円	(88,890百万円) 106,564百万円	(238,159百万円) 285,509百万円
H 2 8	(538,594百万円) 570,996百万円	(46,825百万円) 50,863百万円	(298,084百万円) 323,788百万円	(81,018百万円) 88,004百万円	(217,066百万円) 235,784百万円
H 2 9	(546,571百万円) 590,008百万円	(43,129百万円) 60,380百万円	(274,555百万円) 384,377百万円	(74,623百万円) 104,472百万円	(199,932百万円) 279,905百万円
H 3 0	(550,695百万円) 602,493百万円	(29,626百万円) 36,081百万円	(188,597百万円) 229,687百万円	(51,260百万円) 62,428百万円	(137,337百万円) 167,259百万円
R 1	(558,517百万円) 621,903百万円	(10,725百万円) 18,073百万円	(68,278百万円) 115,054百万円	(18,558百万円) 31,271百万円	(49,720百万円) 83,783百万円
R 2	(566,527百万円) 472,567百万円	(20,526百万円) 28,597百万円	(130,665百万円) 182,048百万円	(35,514百万円) 49,480百万円	(95,151百万円) 132,568百万円
R 3	493,305百万円	11,028百万円	70,203百万円	19,081百万円	51,122百万円
R 4	536,997百万円	27,087百万円	172,432百万円	46,866百万円	125,566百万円
R 5	539,773百万円	16,886百万円	107,497百万円	29,217百万円	78,280百万円
R 6	541,882百万円	26,137百万円	166,387百万円	45,223百万円	121,164百万円
R 7	542,355百万円	27,834百万円	177,188百万円	48,159百万円	129,029百万円
R 8	541,223百万円	31,553百万円	200,865百万円	54,594百万円	146,271百万円
R 9	542,400百万円	42,803百万円	272,484百万円	74,060百万円	198,424百万円
R 1 0	543,635百万円	43,195百万円	274,974百万円	74,737百万円	200,237百万円
R 1 1	547,828百万円	39,189百万円	249,475百万円	67,806百万円	181,669百万円
R 1 2	546,052百万円	62,235百万円	396,185百万円	107,681百万円	288,504百万円
R 1 3	539,271百万円	61,271百万円	390,046百万円	106,013百万円	284,033百万円
R 1 4	533,316百万円	60,275百万円	383,705百万円	104,289百万円	279,416百万円
R 1 5	528,999百万円	59,668百万円	379,844百万円	103,240百万円	276,604百万円
R 1 6	525,548百万円	58,911百万円	375,024百万円	101,930百万円	273,094百万円
R 1 7	521,512百万円	58,551百万円	372,735百万円	101,308百万円	271,427百万円
R 1 8	513,071百万円	57,382百万円	365,292百万円	99,285百万円	266,007百万円
R 1 9	503,783百万円	56,183百万円	357,659百万円	97,210百万円	260,449百万円
R 2 0	494,497百万円	54,903百万円	349,512百万円	94,996百万円	254,516百万円
R 2 1	487,836百万円	53,971百万円	343,575百万円	93,382百万円	250,193百万円
R 2 2	478,936百万円	52,868百万円	336,554百万円	91,474百万円	245,080百万円
R 2 3	473,167百万円	52,170百万円	332,113百万円	90,267百万円	241,846百万円
R 2 4	466,970百万円	51,419百万円	327,328百万円	88,966百万円	238,362百万円
R 2 5	462,473百万円	50,838百万円	323,630百万円	87,961百万円	235,669百万円
R 2 6	454,505百万円	49,929百万円	317,848百万円	86,390百万円	231,458百万円
R 2 7	446,780百万円	49,058百万円	312,297百万円	84,881百万円	227,416百万円
R 2 8	442,310百万円	48,460百万円	308,494百万円	83,847百万円	224,647百万円
R 2 9	438,887百万円	47,980百万円	305,437百万円	83,016百万円	222,421百万円
R 3 0	431,160百万円	46,939百万円	298,808百万円	81,215百万円	217,593百万円
R 3 1	422,464百万円	45,991百万円	292,774百万円	79,575百万円	213,199百万円
R 3 2	415,418百万円	45,048百万円	286,770百万円	77,943百万円	208,827百万円
R 3 3	409,392百万円	44,159百万円	281,113百万円	76,405百万円	204,708百万円
R 3 4	400,696百万円	43,005百万円	273,765百万円	74,408百万円	199,357百万円
R 3 5	393,574百万円	42,167百万円	268,431百万円	72,958百万円	195,473百万円
R 3 6	386,410百万円	41,272百万円	262,735百万円	71,410百万円	191,325百万円
R 3 7	380,689百万円	40,669百万円	258,898百万円	70,367百万円	188,531百万円
R 3 8	371,905百万円	39,511百万円	251,527百万円	68,364百万円	183,163百万円
R 3 9	364,655百万円	38,743百万円	246,638百万円	67,035百万円	179,603百万円
R 4 0	357,085百万円	37,747百万円	240,292百万円	65,310百万円	174,982百万円
R 4 1	350,718百万円	36,992百万円	235,489百万円	64,005百万円	171,484百万円
R 4 2	342,069百万円	35,913百万円	228,619百万円	62,138百万円	166,481百万円
R 4 3	334,308百万円	34,951百万円	222,498百万円	60,474百万円	162,024百万円
R 4 4	326,774百万円	34,013百万円	216,522百万円	58,850百万円	157,672百万円
R 4 5	68,634百万円	5,102百万円	32,480百万円	8,828百万円	23,652百万円

(注) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績値込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643,757百万円) 660,282百万円
H 1 9	(652,624百万円) 655,944百万円
H 2 0	(644,959百万円) 622,483百万円
H 2 1	(547,669百万円) 523,929百万円
H 2 2	(566,717百万円) 553,587百万円
H 2 3	(546,542百万円) 567,040百万円
H 2 4	(549,281百万円) 584,334百万円
H 2 5	(552,462百万円) 602,823百万円
H 2 6	(647,514百万円) 722,404百万円
H 2 7	(658,713百万円) 747,267百万円
H 2 8	(715,852百万円) 755,413百万円
H 2 9	(725,342百万円) 776,033百万円
H 3 0	(740,067百万円) 799,265百万円
R 1	(755,303百万円) 826,242百万円
R 2	(774,383百万円) 672,679百万円
R 3	711,255百万円
R 4	730,529百万円
R 5	731,962百万円
R 6	730,480百万円
R 7	730,832百万円
R 8	731,358百万円
R 9	733,799百万円
R 1 0	736,207百万円
R 1 1	739,341百万円
R 1 2	738,307百万円
R 1 3	731,308百万円
R 1 4	725,488百万円
R 1 5	721,798百万円
R 1 6	716,270百万円
R 1 7	711,035百万円
R 1 8	701,996百万円
R 1 9	694,848百万円
R 2 0	687,698百万円
R 2 1	682,378百万円
R 2 2	673,346百万円
R 2 3	666,159百万円
R 2 4	658,972百万円
R 2 5	653,618百万円
R 2 6	644,738百万円
R 2 7	637,610百万円
R 2 8	630,436百万円
R 2 9	624,968百万円
R 3 0	616,166百万円
R 3 1	609,024百万円
R 3 2	601,885百万円
R 3 3	596,083百万円
R 3 4	587,017百万円
R 3 5	579,573百万円
R 3 6	572,143百万円
R 3 7	566,307百万円
R 3 8	557,400百万円
R 3 9	550,032百万円
R 4 0	542,618百万円
R 4 1	536,684百万円
R 4 2	527,886百万円
R 4 3	520,360百万円
R 4 4	512,829百万円
R 4 5	257,936百万円

(注1)平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙8を次のとおり改める。

1. (2) ②ロ(イ)ただし書きのうち、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

1. (2) ⑧ハのうち、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

1. (2) ⑩イのうち、「広島高速道路公社が管理する道路」の次に「(仁保インターチェンジにおいて流入又は流出する場合を除く。)」を加える。

1. (2) ⑩ハのうち、「西日本高速道路株式会社が別に定める日以降、」を「令和3年3月8日から」に改める。

2. のうち、「令和45年10月6日」を「令和45年10月2日」に改める。

別添3を別添3のとおり改める。

別添5を別添5のとおり改める。

市町村	千戸別人口	戸数	世帯数	戸数		世帯数		人口		世帯数		人口		世帯数		人口		
				世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口			
千代田	240	14.1	16.9	26.4	31.5	47.7	74.7	118.5	142.5	143.9	149.2	159.6	167.3	180.8	193.7	209.2	211.2	
高田	17.0	29.1	31.9	41.4	46.5	62.7	89.7	135.5	155.5	159.5	166.2	176.6	184.3	197.8	210.7	226.2	227.2	
三叉	37.1	49.2	52.0	61.5	66.6	82.8	109.8	136.8	153.6	157.6	164.2	174.6	184.6	196.7	204.4	217.9	230.8	246.3
三叉東	42.1	54.2	57.0	66.5	71.6	87.8	114.8	141.8	158.6	162.6	169.2	179.6	189.6	201.7	209.4	222.9	235.8	251.3
庄原	54.1	66.2	69.0	78.5	83.6	99.8	126.8	153.8	170.6	174.6	181.2	191.3	201.7	214.1	224.9	237.8	253.3	263.3
東城	84.3	96.4	99.2	108.7	113.8	130.0	157.0	184.0	200.8	204.8	211.4	218.0	224.6	231.2	237.8	244.4	251.0	257.6
新島	109.1	121.2	124.0	133.5	138.6	154.8	181.8	208.8	225.6	230.6	237.2	243.8	250.4	257.0	263.6	270.2	276.8	283.4
大生南一	121.4	133.5	136.3	145.8	150.9	167.1	194.1	221.1	237.9	242.9	249.5	256.1	262.7	269.3	275.9	282.5	289.1	295.7
北原	137.3	149.4	152.2	161.7	166.8	183.0	210.0	237.0	253.8	258.8	265.4	272.0	278.6	285.2	291.8	298.4	305.0	311.6
北原中	139.9	152.0	154.8	164.3	169.4	185.6	212.8	239.8	256.6	261.6	268.2	274.8	281.4	288.0	294.6	301.2	307.8	314.4
集合	149.1	161.2	164.0	173.5	178.6	194.8	221.8	248.8	265.6	270.6	277.2	283.8	290.4	297.0	303.6	310.2	316.8	323.4
集合中	154.8	167.9	170.7	180.2	185.3	201.5	228.5	255.5	272.3	277.3	284.3	291.3	298.3	305.3	312.3	319.3	326.3	333.3
松庄	169.6	181.7	184.5	194.0	199.1	215.3	242.3	269.3	286.1	291.1	298.1	305.1	312.1	319.1	326.1	333.1	340.1	347.1
山田	180.0	192.1	194.9	204.4	209.5	225.7	252.7	279.7	296.5	301.5	308.5	315.5	322.5	329.5	336.5	343.5	350.5	357.5
藤沢中	188.9	201.0	203.8	213.3	218.4	234.6	261.6	288.6	305.4	310.4	317.4	324.4	331.4	338.4	345.4	352.4	359.4	366.4
美作	191.3	203.4	206.2	215.7	220.8	237.0	264.0	291.0	307.8	312.8	319.8	326.8	333.8	340.8	347.8	354.8	361.8	368.8
吉原	195.5	211.6	214.4	223.9	229.0	245.2	272.2	299.2	316.0	320.0	327.0	334.0	341.0	348.0	355.0	362.0	369.0	376.0
佐田	211.5	223.6	226.4	235.9	241.0	257.2	284.2	311.2	328.0	332.0	339.0	346.0	353.0	360.0	367.0	374.0	381.0	388.0
佐田南	214.5	226.6	229.4	238.9	244.0	260.2	287.2	314.2	331.0	335.0	342.0	349.0	356.0	363.0	370.0	377.0	384.0	391.0
佐田中	214.5	226.6	229.4	238.9	244.0	260.2	287.2	314.2	331.0	335.0	342.0	349.0	356.0	363.0	370.0	377.0	384.0	391.0
佐田北	221.1	233.2	236.0	245.5	250.6	266.8	293.8	320.8	337.6	341.6	348.4	355.2	362.0	368.8	375.6	382.4	389.2	396.0
山崎	251.1	263.2	266.0	275.5	280.6	296.8	323.8	350.8	367.6	371.6	378.4	385.2	392.0	398.8	405.6	412.4	419.2	426.0
藤原南一	244.8	256.9	259.7	269.2	274.3	290.5	317.5	344.5	361.3	365.3	372.1	378.9	385.7	392.5	399.3	406.1	412.9	419.7
藤原中	251.5	263.6	266.4	275.9	281.0	297.2	324.2	351.2	368.0	372.0	378.8	385.6	392.4	399.2	406.0	412.8	419.6	426.4
藤原北	264.6	276.7	279.5	289.0	294.1	310.3	337.3	364.3	381.1	385.1	391.9	398.7	405.5	412.3	419.1	425.9	432.7	439.5
加西	271.3	283.4	286.2	295.7	300.8	317.0	344.0	371.0	387.8	391.8	398.6	405.4	412.2	419.0	425.8	432.6	439.4	446.2
加西中	285.1	297.2	300.0	309.5	314.6	330.8	357.8	384.8	401.6	405.6	412.4	419.2	426.0	432.8	439.6	446.4	453.2	460.0
加西南	298.9	311.0	313.8	323.3	328.4	344.6	371.6	398.6	415.4	419.4	426.2	433.0	439.8	446.6	453.4	460.2	467.0	473.8
加西東	306.9	319.0	321.8	331.3	336.4	352.6	379.6	406.6	423.4	427.4	434.2	441.0	447.8	454.6	461.4	468.2	475.0	481.8
加西北	314.1	326.2	329.0	338.5	343.6	359.8	386.8	413.8	430.6	434.6	441.4	448.2	455.0	461.8	468.6	475.4	482.2	489.0
加西南	321.3	333.4	336.2	345.7	350.8	367.0	394.0	421.0	437.8	441.8	448.6	455.4	462.2	469.0	475.8	482.6	489.4	496.2
加西東	330.7	342.8	345.6	355.1	360.2	376.4	403.4	430.4	447.2	451.2	458.0	464.8	471.6	478.4	485.2	492.0	498.8	505.6

九州横断自動車道長崎大分線（長崎・大分米良間）

長崎	長崎	3.0	11.3	16.2	24.7	34.8	44.8	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	136
	長崎	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	136
長崎	長崎	8.5	12.1	25.6	35.4	39.9	51.2	62.3	70.6	77.4	89.2	102.8	116.0	136	
	長崎	8.5	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
長崎	長崎	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
	長崎	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
長崎	長崎	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
	長崎	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
長崎	長崎	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
	長崎	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
長崎	長崎	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
	長崎	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	

東九州自動車道（北九州・佐賀・大分米良・佐伯間、門司・清武・佐賀間、末吉峠部・有人東間）

小倉東	小倉東	3.1	11.3	16.8	24.7	34.8	44.8	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	136
	小倉東	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
小倉東	小倉東	8.5	12.1	25.6	35.4	39.9	51.2	62.3	70.6	77.4	89.2	102.8	116.0	136	
	小倉東	8.5	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
小倉東	小倉東	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
	小倉東	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
小倉東	小倉東	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
	小倉東	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
小倉東	小倉東	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
	小倉東	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
小倉東	小倉東	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	
	小倉東	8.3	13.4	21.7	25.3	38.8	48.6	53.1	64.4	75.5	83.8	90.6	102.4	116.0	

関門自動車道（下関・門司間）

下関	下関	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	下関	8.6	10.9	16.0	21.1	26.2	31.3	36.4	41.5	46.6	51.7	56.8	61.9	67.0	72.1
下関	下関	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	下関	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
下関	下関	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	下関	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
下関	下関	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	下関	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
下関	下関	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	下関	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6

関門自動車道（下関・門司間）

門司	門司	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	門司	8.6	10.9	16.0	21.1	26.2	31.3	36.4	41.5	46.6	51.7	56.8	61.9	67.0	72.1
門司	門司	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	門司	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
門司	門司	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	門司	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
門司	門司	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	門司	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
門司	門司	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6
	門司	4.3	9.4	14.5	20.6	26.7	32.8	38.9	45.0	51.1	57.2	63.3	69.4	75.5	81.6

沖繩自動車道（石川・那覇間）

石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	10.2	20.4	30.6	40.8	51.0	61.2	71.4	81.6	91.8	102.0	112.2	122.4	132.6	142.8
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
石川	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8	45.9	51.0	56.1	61.2	66.3	71.4
	石川	5.1	10.2	15.3	20.4	25.5	30.6	35.7	40.8</						

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市中小路町狐山(八日市インターチェンジを含まない)	兵庫県西宮市今津野田町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	奈良県天理市櫛本町	大阪府吹田市青葉丘北
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府松原市別所町 和歌山県御坊市野口字野尻	和歌山県有田郡有田川町大字天満字 和歌山県田辺市稲成町字下組
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町金会	福井県小浜市府中(小浜インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府吹田市青葉丘北	山口県下関市棕野町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市北区有野町二郎 広島県大竹市御園	広島県廿日市市宮内 山口県山口市黒川
高速自動車国道 山陽自動車道 宇部下関線	山口県宇部市大字東岐波	山口県下関市大字吉田地方
高速自動車国道 中国横断自動車道 姫路鳥取線	兵庫県たつの市揖西町土師	兵庫県たつの市新宮町角亀字畦畑
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県岡山市北区津寺	鳥取県米子市赤井手
高速自動車国道 中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市三刀屋町三刀屋	島根県松江市乃白町字迂り廻
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴	島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 山陰自動車道 鳥取益田線	島根県松江市宍道町伊志見	島根県出雲市知井宮町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	徳島県徳島市川内町沖島	愛媛県大洲市新谷
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	香川県高松市前田東町字中村	高知県須崎市吾井郷乙
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町稲生	愛媛県大洲市北只
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市田上
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市清武町大字加納字山口甲

高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県長崎市早坂町	大分県大分市片島字長居ヶ迫
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区大字堀越 大分県大分市片島字長居ヶ迫 宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都郡みやこ町皆見 大分県佐伯市大字上岡 宮崎県宮崎市清武町大字今泉字柳ヶ谷乙 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県名護市字幸喜	沖縄県那覇市首里崎山町
一般国道1号（京滋バイパス）	滋賀県大津市大江町	京都府久世郡久御山町森
一般国道2号（第二神明道路）	兵庫県神戸市須磨区月見山町 兵庫県神戸市垂水区名谷町入野	兵庫県明石市魚住町清水字鳥喰下 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹
一般国道2号（広島岩国道路）	広島県廿日市市宮内	広島県大竹市御園
一般国道3号（南九州西回り自動車道 （市来～鹿児島西））	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市市田上
一般国道9号（安来道路）	鳥取県米子市陰田町	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷
一般国道9号（江津道路）	島根県江津市嘉久志町	島根県浜田市後野町
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布名 長崎県長崎市川平町	長崎県長崎市昭和 長崎県長崎市西山
一般国道42号（湯浅御坊道路）	和歌山県有田郡有田川町大字天満	和歌山県御坊市野口
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府船井郡京丹波町字須知	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺
一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））	佐賀県武雄市東川登町大字袴野	長崎県佐世保市大塔町
一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	長崎県佐世保市大塔町	長崎県佐世保市矢岳町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁更新	床版	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	87 キロメートル	775,919 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	6 キロメートル	45,615 百万円
橋梁修繕	床版	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	130 キロメートル	57,093 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	46 キロメートル	60,441 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	<ul style="list-style-type: none"> ・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え 	13,820 箇所	253,688 百万円
トンネル修繕	本体 覆工	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え 	46 キロメートル	113,747 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	105百万円
H 2 8	7,861百万円
H 2 9	9,756百万円
H 3 0	13,246百万円
R 1	11,164百万円
R 2	43,303百万円
R 3	83,847百万円
R 4	74,340百万円
R 5	231,911百万円
R 6	186,384百万円
R 7	178,027百万円
R 8	158,861百万円
R 9	154,128百万円
R 1 0	152,244百万円
R 1 1	188,077百万円

(注1) 平成27年度から令和元年度は実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年3月25日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 渡邊 大樹

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 前川 秀和